



# 清水町高齢者補聴器購入費助成事業のお知らせ

聴こえにくさから、人との会話や外出を避けがちになる高齢者の方を支援するため、清水町では補聴器購入費の一部を助成する新しい制度を開始しました。

## ■ 対象となる方（すべてに該当する必要があります）

- ・ 清水町に住所を有する 65 歳以上の方
- ・ 両耳又は片耳の聴力レベルが中等度難聴（40～70dB 未満）と医師に診断された方
- ・ 身体障害者手帳（聴覚）をお持ちでない方
- ・ 医師が補聴器の使用を必要と認めた方

## ■ 助成内容

- ・ 対象：耳かけ型／耳穴型の補聴器（本体のみ）
- ・ 助成額：購入費の 2 分の 1 以内（上限 5 万円）

※ お一人につき 1 回限りの助成です

## ■ 申請の流れ

- ① 耳鼻咽喉科を受診し、医師の意見書を取得

※町のホームページから意見書様式を入手できます。

- ② 補聴器販売業者の見積書を入手

- ③ 必要書類を町へ提出 （購入前に申請してください）

## ■ 受付開始日

令和 7 年 6 月 1 日

## ■ お問い合わせ先

清水町 保健福祉課 在宅支援係

電話 （0156） 69-2233 FAX （0156） 69-2223